

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1034号

2020年（令和2年）9月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市教育委員会  
教育長 岩本 将宏 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

市税等の口座振替に関する事、介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分、国民健康保険料の賦課、徴収及び滞納処分、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定等による事務、斎場及び大庭台墓園の墓所の運営管理、西富墓地及び藤沢聖苑の運営管理、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による養護老人ホーム等への入所に関する事、保育所に係る利用者負担額の賦課、徴収及び滞納処分、市営住宅の維持管理の総括、水洗便所の普及促進及び改造等資金の貸付並びに学校給食の企画、運営及び指導に関する事に係るコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）8月21日付けで諮問（第1034号）された市税等の口座振替に関する事、介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分、国民健康保険料の賦課、徴収及び滞納処分、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定等による事務、斎場及び大庭台墓園の墓所の運営管理、西富墓地及び藤沢聖苑の運営管理、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による養護老人ホーム等への入所に関する事、保育所に係る利用者負担額の賦課、徴収及び滞納処分、市営住宅の維持管理の総括、水洗便所の普及促進及び改造等資金の貸付並びに学校給食の企画、運営及び指導に関する事に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行う

ことについては、適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

本市では、市税等の多様な納付環境の導入と収納情報のデータ化を進めることで、納付者の利便性の向上とともに、事務の効率化に取り組んでいる。

これまで、市税等の徴収方法の一つである口座振替の受付事務については、取扱金融機関及び本市に提出される口座振替依頼書により処理を行ってきたが、納付者の利便性の向上及び事務執行の効率化を図るため、2021年（令和3年）1月から口座振替の申込みをインターネット上で完了できるようにすることから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) コンピュータ処理

#### ア コンピュータ処理の概要

市税等の口座振替申込者（以下「申込者」という。）は、口座振替ウェブ受付を展開する事業者（以下「ウェブ事業者」という。）の専用受付サイトで、氏名、通知書番号等を入力し、その情報がウェブ事業者を介して金融機関に送信され、申込者が金融機関の専用サイトで口座番号等を入力することで申込受付が完了する。

ウェブ事業者は、金融機関が受付した口座番号等の情報についての審査結果を申込者及び本市に還元する。本市は、還元されたデータをL G W A N回線（総合行政ネットワーク）又はS S L / T L S等の通信が暗号化されるセキュアな方法で取りまとめ課（納税課）が受信し、庁内専用L A N回線を通してデータを送付し、各課が基幹系システム等に口座振替情報として登録を行う。

#### イ コンピュータ処理を行う必要性

口座振替受付については、年間申込件数が2万3千件と膨大な件数であり、すべて紙媒体で申込受付を行っていることから、事務処理時の紛失リスクや通帳印漏れ等の不備で書類を返却する事務が発生し、申込者にとっても不備に関して修正しなければいけないことがあり、負担になっていることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

#### ウ 対象となる市税等

市税（個人市県民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税）、介護保険料、国民健康保

険料，後期高齢者医療保険料，墓地管理料，施設措置費自己負担金，保育料，住宅使用料，水洗便所改造等資金貸付償還金，学校給食費

エ コンピュータ処理を行う個人情報

(ア) 申込者がウェブ事業者の専用受付サイトで入力する情報

税（料）目，宛名番号通知書番号，口座名義人及び納付義務者の情報（氏名，フリガナ，生年月日，郵便番号，住所，電話番号，メールアドレス），納付義務者との関係

(イ) 申込者が金融機関の専用サイトで入力する情報

金融機関，支店コード，口座種別，口座番号，口座名義人

オ ウェブ口座振替取扱金融機関

横浜銀行，静岡銀行，スルガ銀行，きらぼし銀行，東京スター銀行，神奈川銀行，静岡中央銀行，かながわ信用金庫，湘南信用金庫，城南信用金庫，中央労働金庫，ゆうちょ銀行

その他の取扱金融機関については，ウェブ口座振替の環境が整い次第，順次追加する予定である。

(3) 安全対策

ア 本市の安全対策

(ア) ウェブ事業者からのデータを受信する端末は，基幹系 L G W A N 端末である。ログインの際には I D 及びパスワードを必要とし，指紋登録された取りまとめ課（納税課）の職員のうち，操作することができる利用者を限定する。

(イ) ウェブ事業者からデータを受信する端末はワイヤーロックで施錠する。

(ウ) 取りまとめ課（納税課）がウェブ事業者からデータを受信する端末からウェブ事業者のサーバへログインする際は，担当職員ごとに附番された I D 及びパスワードを使用することにより利用者を限定する。

(エ) 取りまとめ課（納税課）が受信したデータは庁内共有フォルダに保管し，そのデータの取り出しは庁内専用 L A N を使用し，各課の端末でそれぞれデータを取り込み，その取り込んだ端末により口座振替登録処理を行うため，セキュリティが確保される。

(オ) 各課でデータを取り込む端末は指紋登録された職員のみが取り扱い，ワイヤーロックで施錠する。

(カ) データの保管先である G ドライブはログインする際にパスワードが必要である。なお，パスワードは定期的に変更する。

(キ) 取り込み後に不必要となったデータは速やかに破棄する。

#### イ 受託者の安全対策

(ア) ウェブ事業者と納付者の安全対策は、SSL/TLS等の通信が暗号化されるセキュアな方法により個人情報のセキュリティ対策を講ずる。

(イ) ウェブ事業者と各金融機関との間の伝送に専用線を利用することにより、個人情報のセキュリティ対策を講ずる。

(ウ) 受託者は、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）を取得しており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会又はJIPDECが指定した審査機関からプライバシーマーク使用許諾を取得している。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、データ保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

#### ウ 本市と各金融機関との間の安全対策

ウェブ口座振替受付サービス導入に際し、ウェブ口座振替受付サービス利用契約を締結し、本市及び取扱金融機関は機密情報を第三者に開示してはならないなどの機密保持に関することや、個人情報に関して漏えいをしないなどの適切な取扱いについて取決めをする。

また、各金融機関において、サービスに関する業務遂行に際し、個人情報保護に関する安全管理措置を講じ、個人情報の適正な管理を行っている。

#### (4) 実施時期

2021年（令和3年）1月供用開始予定

#### (5) 提出資料

ア 口座振替申込受付のフロー

イ 本市のウェブ口座振替登録コンピュータ処理のフロー

ウ 公金収納支援サービス（ウェブ口座振替受付）画面遷移図

エ ウェブ口座振替受付サービス導入及び運用業務委託契約書

オ ウェブ口座振替受付サービス導入及び運用業務委託仕様書

カ ウェブ口座振替受付サービス利用契約

キ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり  
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

口座振替受付については、年間申込件数が2万3千件と膨大な件数であり、すべて紙媒体で申込受付を行っていることから、事務処理時の紛失リスクや通帳印漏れ等の不備で書類返却する事務が発生し、申込者にとっても不備に関して修正しなければいけないことがあり、負担になっていることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(3)のアからウまでに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 本市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(ア), ア(ウ)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア(ア), ア(エ)

(ウ) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(カ)

(エ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

ア(キ)

(オ) 日常的な安全対策

ア(イ), ア(オ)

イ 受託者の安全対策

(ア) システムの不正アクセスを防止するための措置

イ(ア)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(イ)

(ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置

イ(ウ)

ウ 本市と各金融機関との間の安全対策

(ア) 実施機関が各金融機関の安全対策を確認できるようにするための措置

ウ

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると

認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。

以 上